

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)

◇ 告 示 目 次

- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 保安林予定森林
- 解除予定の保安林(二件)
- 土地改良区の役員の就退任
- 土地改良区の清算人の住所の変更
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(三件)
- 開発行為に関する工事の完了
- 河川区域の廃止
- 廃川敷地の生成

◇ 教委告示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第七百一十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
鳥取紡績株式会社 診療所	鳥取市立川町五丁目二〇	昭和五十年八月二日
田中病院	鳥取市本町四丁目二二〇	"
社会福祉法人恩賜 財団済生会米子診療所	米子市錦町一丁目八	"
鳥取大学医学部附 属病院	米子市西町三六の一	"
藤田医院	岩美郡岩美町浦富竹下 一〇三の二二	"
倉吉市国民健康保 険上北条診療所	倉吉市井手畑一三六	"
福島医院	境港市中町九三	"
河野医院	境港市米町一三四	"

横川 歯科医院	境港市元町一八〇〇	"
今井 歯科医院	境港市佐斐神町一一〇八	"
浜田 歯科医院	境港市外江町二八六四	"
清水 歯科医院	岩美郡若美町浦富 一〇三五の二	"
都橋 歯科医院	八頭郡智頭町智頭一六五六	"
君野 歯科医院 八東 診療出張所	八頭郡八東町大字才代 五四の一	"
君野 歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜 一一三二	"
伊藤 歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭 一七〇八の三	"
中尾 歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜 二七七	"
田中 歯科医院	気高郡気高町新泉通 六七三の四	"
加藤 歯科医院	気高郡鹿野町大字鹿野 九六三	"
吉田 歯科医院	気高郡青谷町大字青谷 三九三五	"
中島 歯科医院	東伯郡三朝町大字三朝 九一〇の四	"
加藤 歯科医院	東伯郡関金町大字大鳥居 三七	"
藤川 歯科医院	東伯郡三朝町三朝 一〇〇二の八	"
稲村 歯科医院	西伯郡淀江町淀江 七四三の一	"

船木 歯科医院	西伯郡中山町下市三二の三	"
下村 歯科医院	日野郡溝口町溝口 六九五の一	"
矢田貝 歯科医院	日野郡日野町黒坂一四五〇	"
安藤 歯科医院	日野郡日野町黒坂一三九〇	"
枝原 歯科診療所	日野郡日野町根雨 六五六の二	"
増原 歯科医院	日野郡日野町根雨 三四三の二	"
やまね 長生堂薬局	鳥取市片原四丁目 一一四の一	"
佐野 薬局	米子市道笑町四丁目一七	"
入江 医院	東伯郡東伯町大字下伊勢 四三八	七月二十八日

鳥取県告示第七百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
古城 治彦	鳥医第一、九七一号	昭和五十年七月二十四日

鳥取県告示第七百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河 村 久 子	鳥業第三一五号	昭和五十年八月四日

鳥取県告示第七百四十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字水無原一六八九の二九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による

(2) 主伐として、伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百五十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町金屋谷字水無原四の四二、四の四三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水高原一〇六九の一〇八、一〇六九の一〇一〇、一〇六九の一〇一一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百七号

土地改良法（昭和二十四年、法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

上大口土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 小谷 善高 倉吉市山根三四九番地

岡本正義 三九七

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 入江春男 東伯郡北条町大字江北六四一番地

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和五十年五月五日就任 任期第一回総会まで

福井 堯	伊木八五
河田 正	一三八
河島 延勇	一四二
福井 岩男	八屋三一
前野 甚市	三四
山口 博	上余戸二八二
山口 清	二六七
福井 徳助	下余戸三二
平岡 益太郎	二一九
涌島 忠藏	山根六五二
吉田 精	上井町二丁目一三番地三
田中 政義	上井二七八番二地
松井 定春	海田東町六〇番三地
伊藤 直正	福庭一六六番地
徳丸 治夫	三三七
村上 政太郎	伊木一四一
福田 隼男	山根三五七
福井 信義	上井三四八番二地

中田勝美 田井一三四
 永田稔 大栄町大字東園四〇七
 任期満了により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 永田 稔 東伯郡大栄町大字東園四〇七番地

中田勝美 北条町大字田井一三四

磯江猛夫 江北六五八

昭和五十年四月三十日開催の総代会において役員選挙の結果当選し、昭和五十年五月三十日就任 任期三年

西伯町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 田子 豊 西伯郡西伯町大字境九七七番地

亀尾忠治 福成五一〇

岩崎常貞 一、五〇五

亀尾友典 二、四〇三

恩田徳穂 阿賀一、二六八

秦柳寿郎 二二五ノ一

竹本英一 原三八一

井上虎雄 北方七四三

陶山和憲 猪小路八

吉村繁雄 西四四二

影井信夫 絹屋一、一五七
 磯田俊二 鴨部一、一五三
 遠藤潔雄 一、五三二

杉山重治 落合四四九

小谷鉄治 福頼一四

中成章 掛相三五五

藤原政義 徳長八七

岡本精胤 中一、一〇八

富永亀雄 会見町三崎二九〇

吉次賢吉 寺内四八三ノ二

監事 島守歳 西伯町大字清水川一六九

持田貫之 絹屋二三四

吉田行夫 法勝寺五五四

任期満了により退任

西伯町土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 田子 豊 西伯郡西伯町大字境九七七番地

亀尾忠治 福成五一〇

岩崎常貞 一五〇五

亀尾友典 二、四〇三

恩田徳穂 阿賀一、二六八

景山泰実 四八七

坪内寛正 原三九八

井上虎雄 北方七四三〃
 陶山和憲 猪小路八〃
 吉畑尚之 西四四九〃
 影井信夫 絹屋一、一五七〃
 磯田俊二 鴨部一、一五三〃
 遠藤潔雄 一、五三二〃
 杉山重治 落合四四九〃
 小谷鉄治 福瀬一、一四〃
 中成章 掛相三五五〃
 藤原政義 徳長八七〃
 井上良治 中一、〇八九〃
 富永亀雄 会見町三崎二九〃〃
 吉次賢吉 寺内四八三一二〃
 監事 大塚泰次郎 西伯町大字清水川二九七〃
 持田貫之 絹屋二三四〃
 吉田行夫 法勝寺五五四〃

昭和五十年三月二十九日開催の第五回通常総代会において総選挙の結果
 当選し、昭和五十年四月五日就任 任期四年

千代水土地改良区
 退任した役員の名及び住所

理事 太田豊三 鳥取市晩稻二三三番地
 松本義雄 南隈六〇〃
 坂本象太郎 秋里八六七〃

田村政信 南隈三七〃
 木村義厚 秋里八五六〃
 中西耕三 安長五六三〃
 坪内佑尊 三四三〃
 川上博永 三五六番地の一
 小谷貞一 徳尾二五番地
 前田義夫 古海八三三番地の六
 田村幸市 西品治二九九番地
 田口英男 田島五四五番地の一
 水口有男 松並町二丁目六七〇番地
 森下友五郎 晩稻二五六〃
 中河万亀男 徳吉一五四〃
 川上繁三郎 安長五六四〃

千代水土地改良区

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 太田豊三 鳥取市晩稻二三三番地

松本義雄 南隈六〇〃
 坂本象太郎 秋里八六七〃
 田村政信 南隈三七〃
 森下幸平 徳吉一四七〃
 川上象男 安長五六五〃
 澤利彦 三〇九番地の一

徳田 薫	三六二番地
木村 義厚	秋里八五六
松村 康夫	賀露町八七二
石原 善雄	岩吉二三〇
小谷 貞一	徳尾二五
前田 義夫	古海八三三番地の六
水口 源太郎	湯所一丁目六一七番地
奥田 亀寿	西品治六四一
古田 長松	五七五
水口 有男	松並町二丁目六七〇
古川 春美	徳吉一七二番地の一
森本 善夫	安長五五八番地
宮本 憲二	晩稲二二四

昭和五十年三月二十六日開催の総代会において総選挙の結果当選し、昭和五十年四月四日就任 任期二年

鳥取県告示第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

富桑土地改良区

清算人	水口 源太郎	
変更前	鳥取市西品治六七八の三	
変更後	鳥取市湯所町一の六一七	

鳥取県告示第七百九号

昭和五十年三月二十七日付けで東伯郡羽合町大字久留二六番地の一羽合町農業協同組合組合長理事本多不二雄から申請のあつた羽合町湖北地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年八月十六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
羽合町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

る。

鳥取県告示第七百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、鳥取市から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	津ノ井地区農地造成事業、津ノ井地区ほ場整備事業
工事完了年月日	昭和四十九年三月三十日 昭和五十年三月三十一日

鳥取県告示第七百十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第五・四・一号 美保公園

追加する部分

鳥取市吉成字内記田、字西ノ欠及び字逆川

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第三・三・一号 上灘中央公園

追加する部分

倉吉市下田中字萬場、字上限田、字東割田、字西割田及び字石ヶ坪

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画緑地を変更し

たので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第一号 日野川緑地

追加する部分

米子市皆生字上川端

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年四月十八日 鳥取県指令受都計第百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩吉字東富地田及び字東金田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六〇八

鳥取県共済生活協同組合

理事長 広田幸一

鳥取県告示第七百十五号

千代川水系に係る一級河川大井手川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

（図面省略）

鳥取県告示第七百十六号

河川区域の廃止により廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県鳥取土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十年八月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川大井手川

二 廢川敷地が生じた年月日

昭和五十年八月十五日

三 廃川敷地の位置

鳥取市岩吉字西上美田一〇五の六番地先から同市同字中島五二の四番地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九二一・五七平方メートル

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年八月十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十年八月十八日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
(2) その他